

## 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正の概要

### 1 改正の理由

令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知（教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について）で、教員免許更新制により期限切れ失効となった教員免許状の再授与について、申請書類の簡素化により円滑な再授与手続を行うよう求められたため、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

更新制により期限切れ失効となった次の各号の免許状（神奈川県教育委員会又は神奈川県知事が授与したものに限る。）の再授与申請を行う場合に、期限切れ失効となった免許状の原本、期限切れ失効となった免許状が旧免許状の場合は修了確認期限に現職教員であることを証明する書類、本人確認書類の提出があるときは、申請書類の一部を省略できるものとする。

#### (1) 免許法別表第1（教諭）、別表第2（養護教諭）又は別表第2の2（栄養教諭）に基づき授与された免許状

学力に関する証明書、卒業・修了証明書、介護等体験に関する証明書、実務に関する証明書（勤務経験により教育実習の単位を他の単位に振り替える場合）の提出を省略できる。

（第2条第3項）

#### (2) 免許法第16条第1項（教員資格認定試験の合格）に基づき授与された免許状

教員資格認定試験の合格証明書の提出を省略できる。

（第3条第2項）

#### (3) 検定に基づき授与された免許状

実務に関する証明書又は技術に関する証明書の提出を省略できる。

（第4条第3項）

### 3 施行期日

公布の日

### 4 パブリックコメントの実施結果について

令和4年7月27日から8月25日まで「かながわ県民意見反映手続要綱」に基づく意見募集（パブリックコメント）を実施した結果、提出された意見はなかった。